

マイポケット自動バックアップソフトウェア使用許諾【現改比較表】2023年6月28日現在

～2023年6月30日

第1条（本使用許諾の目的）

1 マイポケット自動バックアップソフトウェア使用許諾（以下「本使用許諾」といいます。）は、[エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）が提供する「マイポケット自動バックアップソフトウェア」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用について定めるものです。

2 本ソフトウェアの契約者（以下「ユーザー」といいます。）は本使用許諾を誠実に遵守するものとします。

（略）第2条～第14条

[（新設）](#)

2023年7月1日～

第1条（本使用許諾の目的）

1 マイポケット自動バックアップソフトウェア使用許諾（以下「本使用許諾」といいます。）は、[株式会社NTTコム](#)（以下「当社」といいます。）が提供する「マイポケット自動バックアップソフトウェア」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用について定めるものです。

2 本ソフトウェアの契約者（以下「ユーザー」といいます。）は本使用許諾を誠実に遵守するものとします。

（略）第2条～第14条

[附則\(令和5年6月15日レバN第009600000741-01号\)](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)

[（吸収合併に伴う取り扱いについて）](#)

[2 エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。](#)

旧規約	新規約
マイポケット自動バックアップソフトウェア使用許諾	マイポケット自動バックアップソフトウェア使用許諾

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)